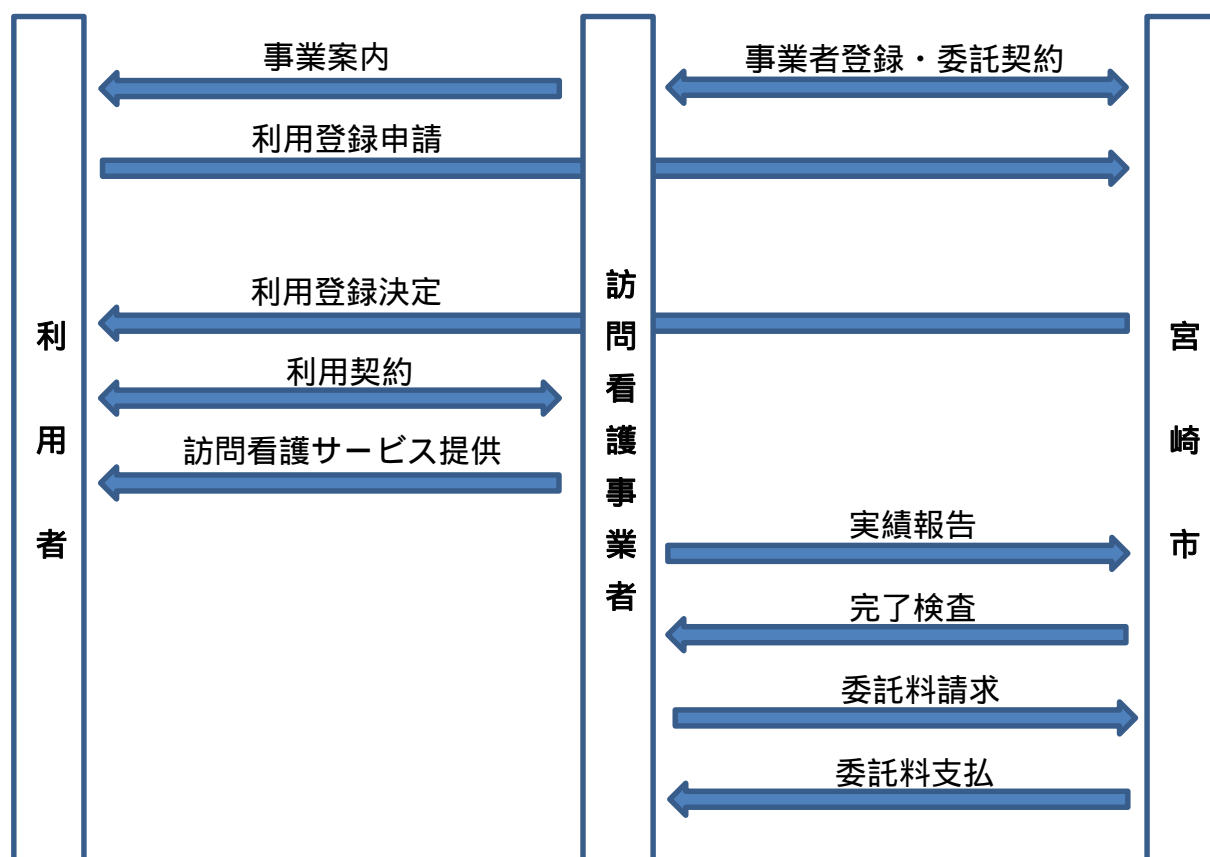


宮崎市医療的ケア児在宅レスパイト事業について

1. 事業目的

医療依存度や見守り度の高い医療的ケア児の健康保持及びその家族等の介護負担の軽減（レスパイト）を図る。

2. 事業の流れ



3. 利用対象者

以下の要件全てに該当する医療的ケア児の家族

宮崎市内に住所を有すること。

0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること。

在宅で同居の障がい児等の保護者または障がい児等の介護を行うものによる介護を受けて生活していること。

訪問看護による医療的ケアを受けていること。

医師が作成する医療的ケア判定スコアにおいて、医療的ケア区分3（基本スコア及び見守りスコアの合算が32点以上）を満たしていること。

4 . サービス内容

訪問看護事業者が医師の作成する訪問看護指示書に基づき、医療保険の適用を超える自宅利用や、医療保険の適用外となる自宅以外で、医療的ケア児のもとを訪問して行う看護などの訪問看護を提供する。

訪問看護...看護師等が居宅を訪問し、食事や排泄等の療育上の助言や、心身の健康状態、障がいの状態を観察し、状態に応じた助言や緊急対応、また予防的支援等を行うこと。

(例) 親戚・友人宅や外出先で行う訪問看護、病院受診時の付き添い、
医療的ケア児のきょうだい児の行事(参観日等)により家族の外出時に伴う自宅での訪問看護、
小学校の校外活動(遠足等)に伴う外出先での訪問看護、
障がい児通所支援事業所の利用の際に、事業所において行う訪問看護 など

自宅で利用する場合は、医療保険の適用時間を超える利用に限る。

小中学校(敷地内) 保育所等において提供される看護は対象外。

訪問看護事業者がサービス提供することできると判断した内容・場所であれば、制限はない。

看護を伴わない見守りは対象外。

5 . 利用可能時間

医療的ケア児一人につき年間 48 時間まで。

サービスの提供時間の算定は、1 時間単位とする。(30 分未満切り捨て、30 分以上切り上げ)

サービスの利用開始時間は、原則、利用場所に到着し訪問看護を開始した時間からとする。

ただし、利用場所に移動するまでの間で、看護を必要とする場合は、移動開始時間から算定可能。

6 . サービス費用

本事業の利用にあたり、利用者の自己負担金はなし。

本事業にかかる経費は、宮崎市からサービスを提供した訪問看護事業者に、以下の金額を利用者の代わりに支払うこととする。

金額 = 【サービス費用：7,500 円×サービス提供時間】 + 【調整管理費：3,000 円】

ただし調整管理費については1年度あたり1回しか算定できないものとする。

調整管理費：利用者への事業説明や年間提供時間の管理及び他事業者との調整に係る費用相当額

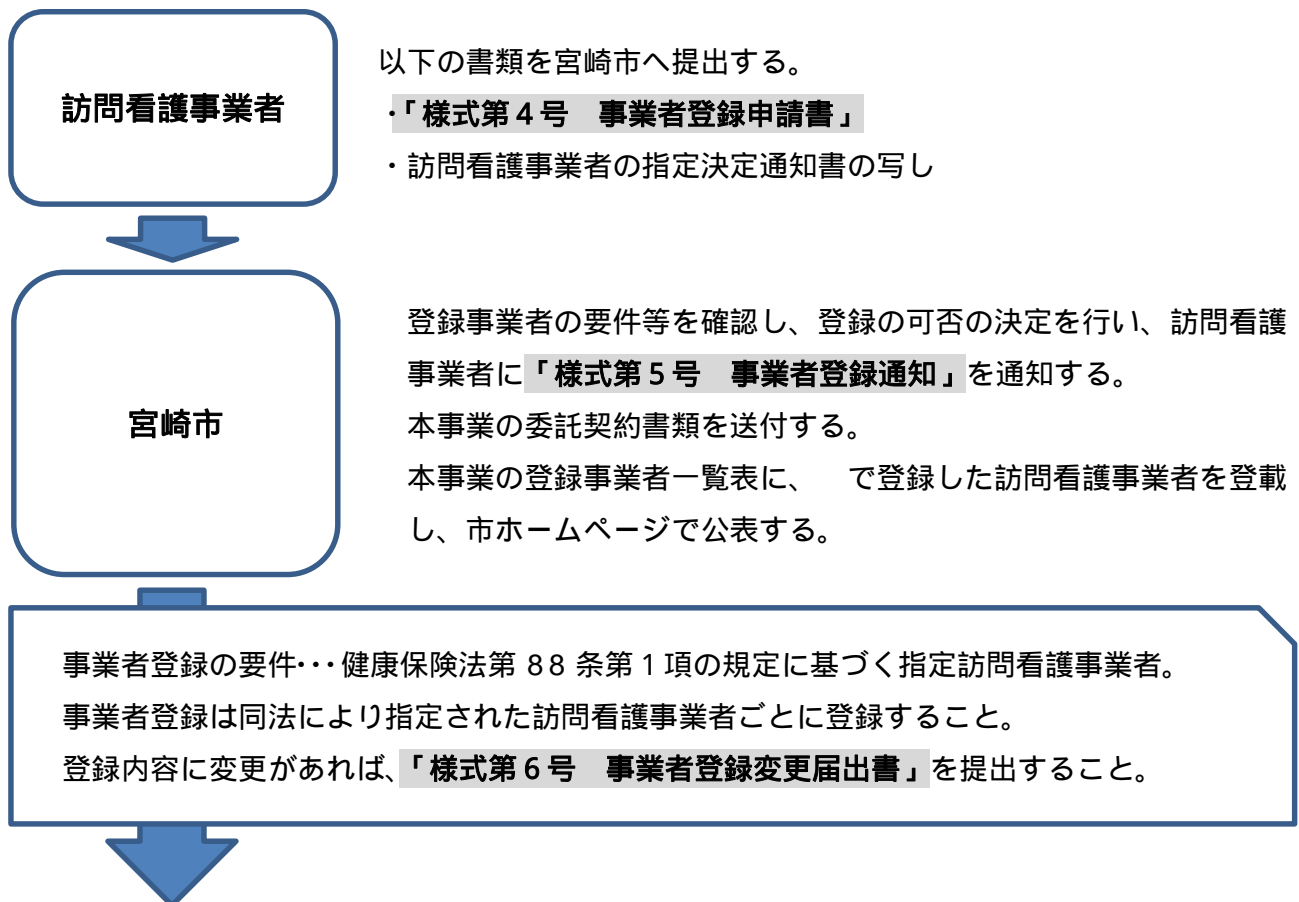
7 . 実施期間

令和5年8月7日 から 令和8年3月31日 まで

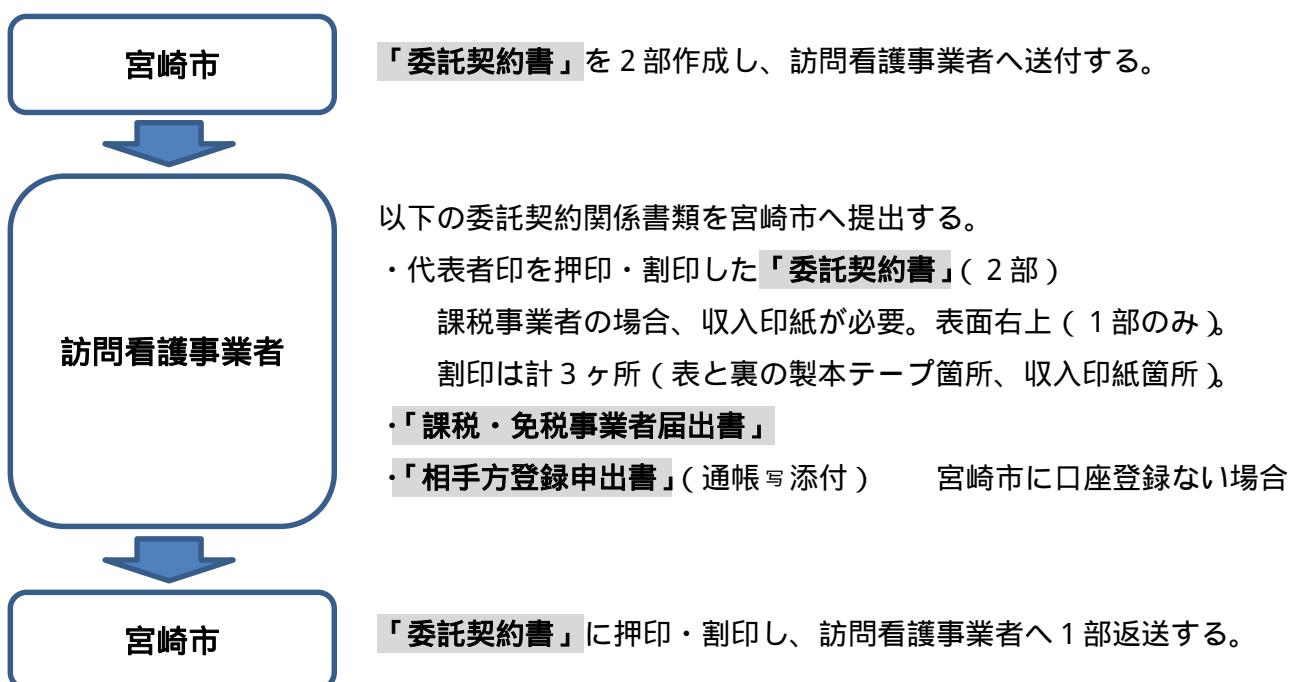
実施期間内であっても、対象の医療的ケア児が18歳に達する場合は、18歳に達する日以降の最初の3月31日までとする。

8. 委託契約について（訪問看護事業者 宮崎市）

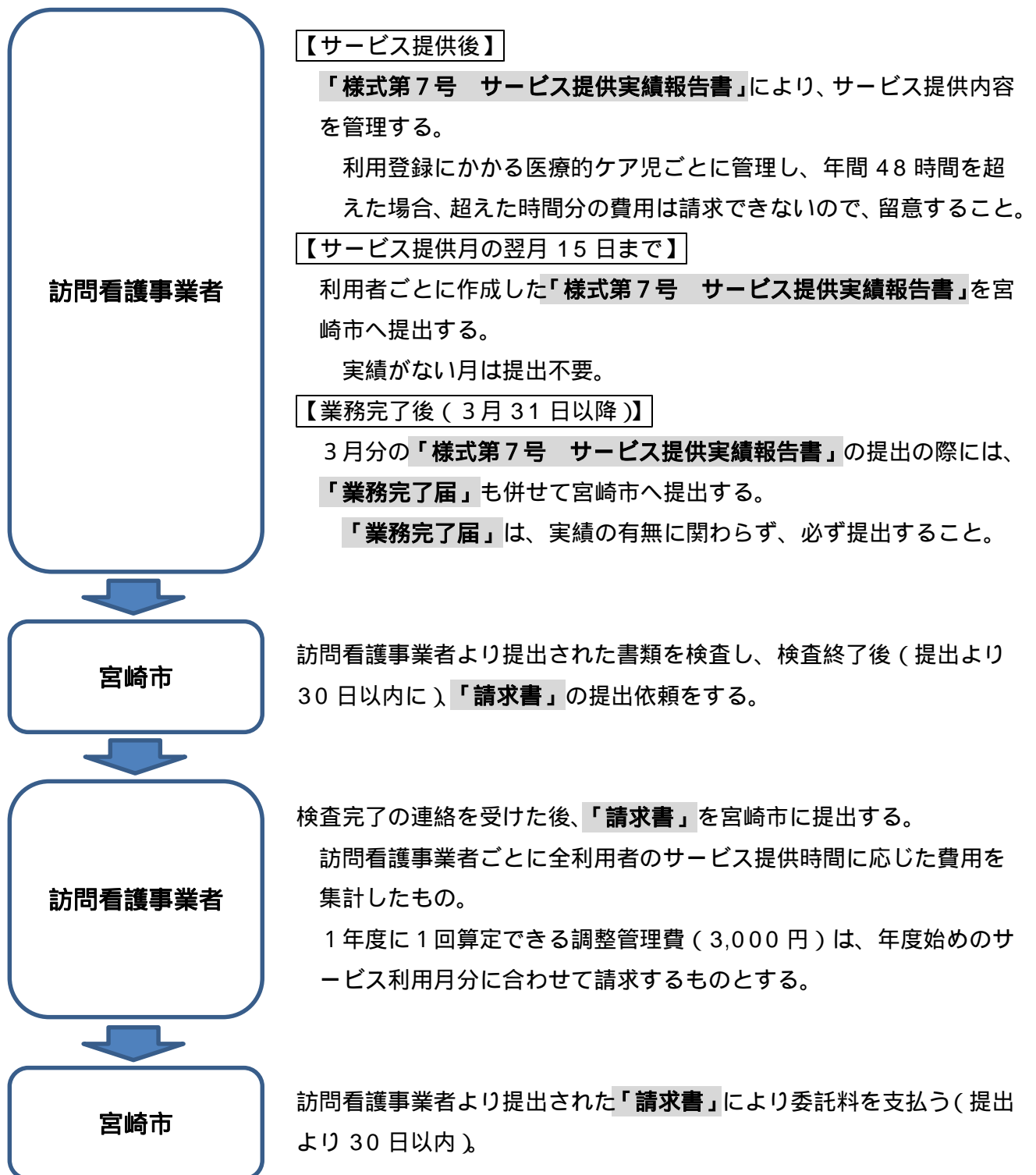
（1）事業者登録の流れ

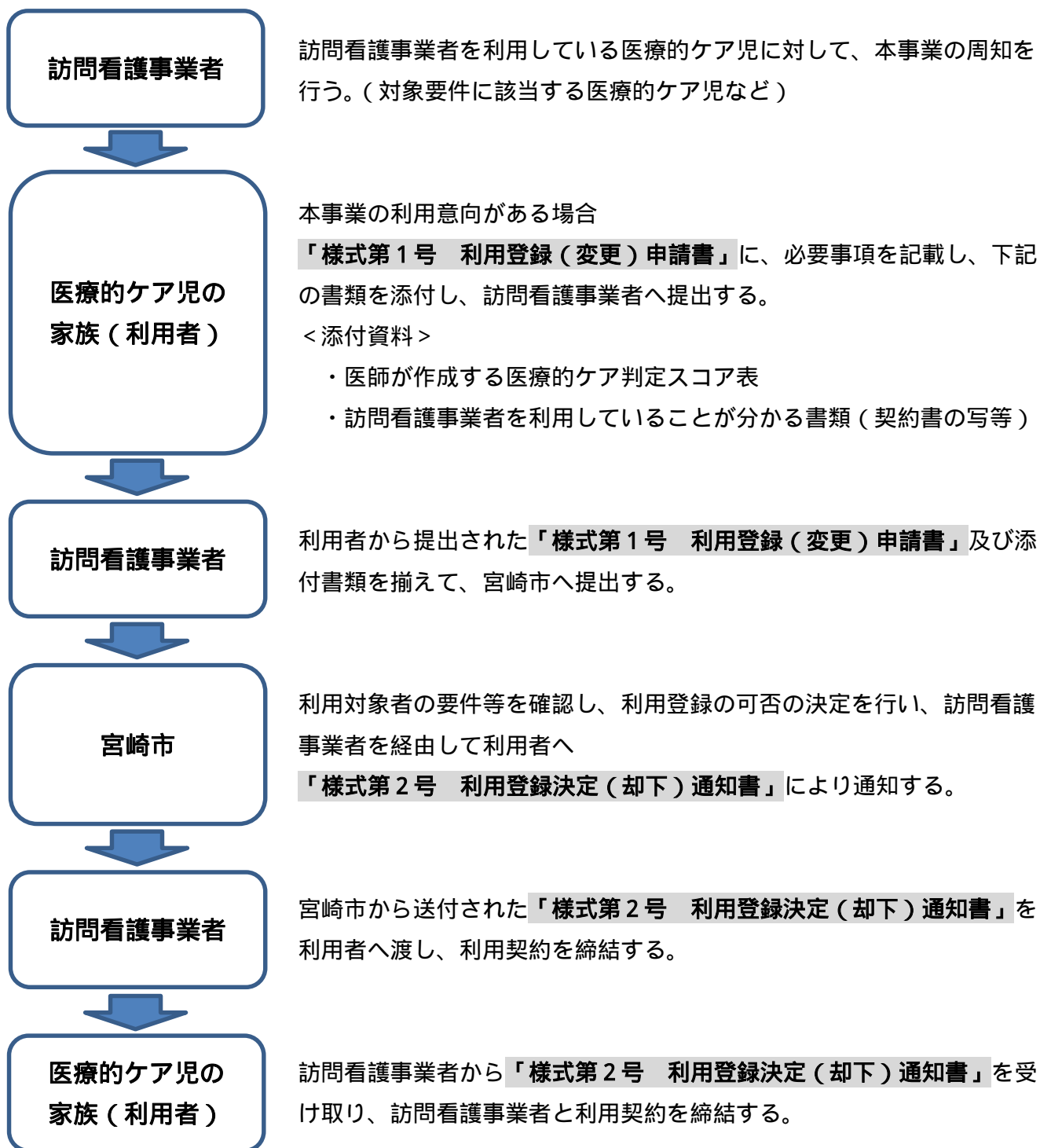


（2）委託契約の流れ



(3) 実績報告及び費用の請求の流れ





利用登録は医療的ケア児ごとに申請する。

利用者等の申請内容に変更があれば、**「様式第1号 利用登録（変更）申請書」**を提出する。

（変更申請の流れは、上記の利用登録と同じ流れ）